

令和8年度 道市連携海外展開推進事業  
(デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業 (ASEAN 市場)) 委託業務  
企画提案指示書

1 目的

デジタル技術を活用した道産品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、ジェトロや北海道ASEAN事務所、金融機関等の海外ネットワークを活用しながら、ASEAN諸国の現地バイヤーの招へいやシンガポール現地イベントと連携したPR等を実施する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和9年2月26日(金)まで

4 対象国

ASEAN(シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア等)

5 委託業務の内容

道産食品(道内で製造又は加工された食品、以下同じ。)のASEAN諸国への販路・品目拡大に向け、次の業務を実施すること。また、道やその他関係機関が実施する他のイベント、商談会等の活用を検討すること。

(1) 海外バイヤー招へい商談会・視察会

① 海外バイヤー招へい商談会

ア 対象分野：道産食品

イ 対象国：ASEAN(タイ、ベトナム、マレーシア等)

ウ 時期：令和8年10月～令和9年1月頃

エ 実施内容：海外バイヤーのニーズ及び参加道内企業の輸出経験や希望等に応じ、個別マッチングの上、商談のスケジュール及び場を設定し執り行うこと。また、商談に必要な通訳の手配や、先行企業の事例に関する事前のセミナーやレクチャー、バイヤー向けの道産食品メーカーの視察会を行うなど、参加企業が効果的に商談を実施し、成約率を高めることが出来るよう必要な支援を行うこと。

オ 実施場所等

・実施場所：札幌市

・商談件数：のべ60件以上(商談会後に実施する商談件数も含む)

・参加道内企業数、品目数：3(1)①イの対象国1カ国あたりのべ15社程度、参加道内企業1社あたり3品目程度

・招へいバイヤー数：3(1)①イの対象国1カ国あたり1～2社程度(原則として、ASEAN各国現地から招へいすること。)

※商談手法はオフライン開催を基本とするが、対象国バイヤー及び道内各地の事業者が広く参加できるようオンラインを活用することは可とする。

※現地バイヤーの選定にあたっては、ジェトロ、札幌商工会議所、北海道農政事務所等の外部機関とのネットワークや、自社ビジネスネットワークの繋がりや情報を積極的に活用すること。

※対象商品及び現地バイヤーの選定等は、委託者と協議し、決定すること。

② 参加道内企業への対応（商談前後のフォローアップ等）

ア 内 容：商談にあたり、参加道内企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。また、商談後は、バイヤーへコンタクトを行い、商談成約を目指したフォローアップや輸出手続等の積極的な支援を行うこと。想定する対応は次のとおりであるが、これらのほかに、成約に資する対応があれば提案に含めること。

- ・商談に使用する資料作成のサポート、資料の翻訳
- ・継続商談時の通訳・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業・サービスの紹介 ほか

イ 期 間：商談準備開始から事業期間終了まで

(ア) アンケートの実施

商談終了後は、招へいバイヤー及び参加企業に対し、商談結果に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

(イ) その他

商談に向けて、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) 日星外交樹立 60 周年（SJ60）イベントと連携した P R

ア 対象分野：道産品

イ 開催場所：シンガポール

ウ 開催時期：令和 8 年 11 月頃

エ 回 数：1 回以上

オ 参加道内企業数、品目数：10 社以上、15 品目以上

カ 連携イベント例：委託者が想定する連携イベントは次のとおり（その他のイベントの提案を妨げるものではない）

- ・シンガポールと日本の国交 60 周年記念のイベント

（会期）令和 8 年 11 月 28 日（土）～29 日（日）

（会場）Marina Bay Sands（シンガポール）

（主催）日本・シンガポール外交樹立 60 周年実行委員会

※同日、別会場で実施される Anime Festival Asia（AFA）2026 会場と相互シャトルバス運行の予定あり。

キ 実施内容：

- ・日星外交樹立 60 周年（SJ60）イベントと連携した道産品の P R 等を実施すること。また、参加企業の効果的な P R やイベント後の商談成約等につながる支援を行うこと。想定する対応は次のとおりであるが、これらのほかに P R や成約等に資する対応があれば提案に含めること。
  - ・SJ60 ロゴマークの使用
    - ※<https://www.jcci.org.sg/260109sj60/>
  - ・イベントに使用する資料の翻訳
  - ・イベント時の通訳・輸出手続に係る支援
  - ・サンプル送付手続き支援 ほか
- ・イベントについて、現地バイヤー等にも来場を促すなど、イベント来場者だけでなく、シンガポールをはじめ A S E A N 市場への P R にもつながるよう、必要な支援を行うこと。
- ・受託者等が有する S N S 等でイベント等の情報を発信すること。

### (3) 事業報告書の作成

(1) 及び(2)の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

- ・実績報告書（別記第14号方式）
- ・事業報告書及び概要版事業報告書
- ・事業報告書においては、商談や研修会の実施結果を取りまとめるとともに、商談結果については、各国・地域別に具体的な検証・分析を行い、参加事業者が得られた具体的な成果、及び、参加事業者が取るべき今後の改善ポイントについて全体総括することとする。
- ・概要版はA4版10ページ程度（サマリー1枚、概要10枚程度）とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

### (4) 成果品の提出

次の成果品を委託契約期間内に提出すること。

5 (3) で示した事業報告書及び概要版（紙媒体（A4版）：5部、電子媒体：2式）

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

## 6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験と関係事業者等とのネットワークを十分に有し、業務を円滑に進めるために必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が遂行可能かつ妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 海外バイヤー招へい商談会・視察会

- ・現地バイヤーのニーズ及び参加道内企業の経験や希望等に応じ効果的に商談を実施し、成約率を高められる提案内容となっているか。
- ・現地バイヤー選定の際、ジェトロ等の外部機関や自社ビジネスネットワーク等、国内外のネットワーク活用が期待できる提案内容となっているか。

イ 日星外交樹立 60 周年 (SJ60) イベントと連携した P R

- ・当地での SJ60 イベントと連携した P R について、SNS の活用や、現地バイヤーにも周知を図るなど市場への効率的な P R を期待できる提案内容となっているか。

ウ 事業効果を高めるための独自性とフォローアップ体制

- ・提案に、事業効果を高めるための独自の強みや要素が盛り込まれているか。
- ・商談会や SJ60 イベントと連携した P R について、参加道内企業への対応が充実しているか。
- ・商談会において、現地バイヤー等へ確実にコンタクトを行い、追加のオンライン商談やその他成約に向けた積極的な支援を実施する内容となっているか。

8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額 (消費税を含む)

7, 0 0 4 千円

1 0 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書 (別添様式 1)

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書 (発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可)

- ・道税 (道が賦課徴収するものに限る。)
- ・市区町村税 (本店 (契約権限を委任する場合は受任先) の所在地の市区町村が発行するもの)
- ・本店が所在する都府県の事業税 (道税の納税義務がある場合を除く。)
- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書 (コンソーシアムを形成する場合のみ)

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書 (自由様式)

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

(届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書 (別記第 20 号様式) )

- ・健康保険法第 48 条の規定による届出
- ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
- ・雇用保険法第 7 条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書 (登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可)

(ク) 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書。直前 2 期分)

イ 提出部数

1 部

- ウ 提出期限  
令和8年6月16日(火)午後5時00分(必着)
- エ 提出場所  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局  
(北海道総合政策部国際局国際課)  
電話 011-204-5342  
担当 島田
- オ 提出方法  
持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

- ア 提出書類  
(ア) 企画提案書(別添様式2)  
(イ) 業務実施に要する経費見積価格(税込み価格)及びその内訳書(自由様式)
- イ 提出部数  
7部(2部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)
- ウ 提出期限  
令和8年6月16日(火)午後5時00分(必着)
- エ 提出場所  
(1) エに同じ
- オ 提出方法  
持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、各参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。  
事前に不参加を決定した場合は、令和8年6月11日(木)午後5時00分(必着)までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
10(1)エに同じ
- (8) プロポーザルに関する説明  
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると  
きは、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名  
公表する。